

## I. 総務委員会

1. 協会活動の円滑化及び財務の健全化を図ると共に、各委員会と連絡を密にするため委員長会議を開催する。

・コロナ禍での円滑な協会活動を図り、各委員長と次期財務への調整を行った。

2. 行政機関等からの通達・通知された事項の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・行政機関及び関係組織からの通知や通達について、電子メールを活用し、迅速かつ効率的な配信を行った。

3. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。

・令和5年1月19日に保土ヶ谷公会堂において研修会を開催し、234名が出席した。

4. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成26年3月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。

・神奈川県警察本部からの事件・事故に関する連絡・通報等を会員向けに電子メールで通知し、事件・事故の防止に努めた。

5. 平成30年8月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和2年2月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。

・神奈川県からの通達や資料等について、電子メールを活用し、各会員へ情報提供を行った。

6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・日産自動車(株)の主催した自動運転等の先進技術体験会に参加し、情報収集に努めた。

7. 暴力団・覚せい剤対策として、暴力団からの不当要求については警察との連携を強化し、覚せい剤(危険ドラッグを含む)については、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。

・春、秋の交通安全運動などを通じて、覚せい剤や危険ドラッグ等薬物使用の防止に関する注意喚起などにより啓蒙を行った。

8. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。

・令和4年度は功労者3名(大臣表彰1・支局長表彰2)、従事者8名(局長表彰2・支局長表彰6)、運転者29名(大臣表彰1・局長表彰4・支局長表彰16・協会長表彰8)、整備管理者2名(局長表彰1・支局長表彰1)、運行管理者1名(支局長表彰)が表彰を受賞した。

9. 令和4年3月に開催を予定していた協会70周年記念式典が本年度に延期となったので、再度準備を行う。

・令和4年11月1日に横浜ロイヤルパークホテルにて創立70周年記念式典及び祝賀会を行い、会員事業者・来賓合わせ約250人が出席した。また会員・各関係団体へ配布を予定している70周年記念誌を400部作成した。

10. 令和元年度末以降新型コロナウイルス感染症の影響により協会運営においても支障をきたしている状況であるため、本年度も引き続きその動向を逐一確認しながらスムーズな運営に尽力するとともに、リモート会議の導入など今後の新しい運営について積極的に推進していく。

・リモートでの委員会・会議・説明会等を行う際、導入したWEB会議ツール「Zoom」を活用した。

## II. 経営委員会

### (基本方針)

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底的に講じていくことを前提に、平成26年1月27日施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて積極的な対応を図るとともに、ウイズコロナ・ポストコロナに向けて相乗りタクシー、事前確定型変動運賃いわゆるダイナミックプライシングなどの新たな運賃メニューの導入検討、更には今後の自動運転や、AIの先進運転技術等を踏まえた技術革新を見据えて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

### 記

1. 公共交通機関として、利用者・地域ニーズに対応するため、地域の交通全般に関し、以下の通りタクシーの特性を活かした各種輸送サービスの提供について実態把握に努めるとともに、検討・推進し、需要の拡大を図る。

- (1) 白タクライドシェア対策である「タクシー業界において今後新たに取組む20項目」等を中心に各地域において可能な取組みから積極的に推進していく。具体的には令和2年11月30日付け一部改正の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定された「一括定額運賃(定額タクシー運賃)」及び令和3年10月29日付けで公示された「相乗りタクシー」、また、今後制度化される「事前確定型変動運賃」の導入及びそれらに関連するソフトメーターについても検討していく。加えて、20項目の一つでもある乗合タクシー等の導入については、行政機関・関係団体との地域公共交通会議及び利用者との意見交換等の場を活用し、地域における個別輸送としてのタクシーの社会的責務を踏まえ、タクシーに対する要望及び地域の実態を把握した上で導入に向けた検討を積極的に行う。
- (2) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び高齢運転手の免許返納について需要拡大を検討する。さらに、タクシーの地域公共交通としての機能については、関係自治体、社会福祉協議会及びNPO等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。
- (3) タクシー事業における既存のデジタル機器等の活用については、更なる「輸送の安全の確保」、「利用者利便の向上」を図るとともに、全会員事業者の事業運営の向上に資す

ることを目的にICT化を加速・推進していく。また、タクシー配車アプリを活用した地域交通との連携を図るため、タクシー配車アプリに付帯する更なるサービスについても併せて検討していく。

- (4) コロナ禍における感染防止策への取り組み状況及びニューノーマルタクシーの導入状況並びにGoToトラベル事業の再開時期等について、実態の把握や情報収集に努めるとともに、会員事業者あてに情報を発信していく。

- ・支部経営委員、事務局において、関係自治体の交通政策部局、福祉部局及び社会福祉協議会、ケアプラザ等との会議、打合せ等を通じて、一括定額運賃及び相乗りタクシー並びに乗合タクシーの導入について、制度の内容を説明するなど、積極的な周知活動を実施した。
- ・令和2年6月から実施しているコロナ禍における各地域の輸送実績（速報値）については、当該年度も引き続き経営委員会及び労務委員会の委員の方にご協力をいただき会員事業者へ情報提供を行った。
- ・スマホアプリ小委員会を月1回のペースで開催し、タクシー配車アプリを活用した今後の施策等について、検討を行った。
- ・全国旅行支援等の情報について、会員事業者へ周知を図るとともに、積極的な参画の呼び掛けを行った。

2. 適正な需給の維持と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。

- (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その適用にあたっては引き続き適正化・活性化に向けた自主的な取組みを事業者が真摯に行うとともに、その効果等の把握に努める。
- (2) 一昨年2月から実施した初乗り距離短縮を伴う運賃改定については、昨年度もコロナ禍により、改定効果の分析が困難な状況であったため、終息状況を鑑みつつ、タイミングを逸することなく早期に検証を開始する。加えて令和3年12月24日付けで東京都特別・武三交通圏内の事業者が要請した運賃改定について、その改定動向についても注視していく。また前述した新たな運賃メニューについても、その効果に対する分析・検証の方法等についても検討していく。
- (3) 白タクライドシェアの合法化阻止にあたり、その導入の状況等を引き続き注視するとともに、その対応にあたっては全タク連と連携していく。
- (4) MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）については、全国様々な地域において実証実験が行われている現状を踏まえ、タクシー業界としても乗り遅れることがないよう情報収集するとともに、積極的な調査・研究・参画に努める。
- (5) 自動運転については、ライドシェア問題、タクシー事業のICT化とも密接に関連する問題であることから、その動向について情報収集を図り注視していく。
- (6) 次世代タクシーの導入を促進するため、自治体等に対し導入に係る助成措置の要請を引き続き行う。

- ・運賃改定の効果については、行政からの労働条件改善状況調査を令和4年12月19日付けで協会ホームページで公表した。加えて、協会独自の労働時間を含めた労働条件改善状況調査を実施し、次年度において、効果等について分析する予定。
- ・次世代タクシーの導入促進について、各党を通じて国・県に対して予算要望を行った。
- ・令和4年6月に神奈川県知事あて燃料支援の要請書を提出し、年間1両当たり24,000円の支援金を確保した。

3. 昨年10月の役員会において承認された「カーボンニュートラルへの取組みの推進」については、公共交通機関としての社会的責務であることから、積極的な取組みを神奈川県等自治体の施策と連携し推進していく。具体的には、国・県が掲げるCO<sub>2</sub>排出量削減目標を踏まえ、当協会ににおける削減目標を定めるなど計画的な取組みを推進する。

また、燃料(LPG等)価格の動向及びオートガススタンド廃止動向を踏まえ、電気自動車をはじめとする次世代タクシー車両及び再生可能エネルギーを活用するためのインフラ整備などについて将来に向けた検討を進める。

- ・カーボンニュートラルの取組推進については、会員事業者が 2030 年までに 2013 年比で CO2 の排出量を半減する目標値を設定できるよう準備中。
- ・MoT が採択を受けた経産省のグリーンイノベーション基金を活用した次世代自動車技術実証の説明会開催案内を会員事業者に周知するとともに、積極的な参画を呼び掛けた。
- ・令和 4 年 8 月開催の経営委員会において、公益社団法人神奈川県 LP ガス協会の副会長でもある富士見交通株式会社の宇佐美社長からオートガススタンドの現状と今後の燃料等に関する展望についての講演会を実施した。

4. 利用者利便向上のため、20 項目の一つでもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し、更なる導入拡大を図るとともに、「ユニバーサルドライバー研修」の新規講習化の検討及び各支部における研修の開催等も含めた、更なる研修の充実により乗務員の質的向上を図る。

- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入状況については、県内タクシー車両数の 13%程度に増加した。
- ・また、ユニバーサルドライバー研修の新規講習化については、現状の苦情内容等を踏まえ、乗務員の質的向上を図る必要があるとの判断により、令和 5 年度より（一財）神奈川県タクシーセンターの新規講習に盛り込まれることとなった。

5. 2027 年に横浜市で開催される国際園芸博覧会など世界的なイベント開催に向けて、乗務員の質的向上を図るため、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえた「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」の充実を図る。

- ・かながわ観光タクシー認定ドライバー制度については、コロナ禍により、停滞していたものの、本年度は期限更新及び「かながわ観光タクシー認定ドライバー研修」の実施により更なる拡充を図った。

### III. 広報委員会

1. タクシーサービスや交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。

- ・コロナ禍により関係委員会の事業が停滞したことから、広報活動の実施ができなかった。

2. 新型コロナウイルスによる感染が収束するまでの間、乗客等に対して感染防止対策に関する協力要請などの広報活動を展開する。

- ・昨年に引き続き、協会ホームページ及びタクシー車内用ステッカーにより、利用者の皆様へ感染防止に係る協力について周知を図った。

3. 労働力確保に向けた求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の活用や運転者職場環境良好度認証制度(略称：働きやすい職場環境認証制度)を活用して、タクシー業界のイメージアップ等を図り人材確保のための広報活動を展開する。

- ・労働力の確保については、令和 4 年 9 月に「タクシーワークかながわ」の運営会社である HR ソリューションズより求職者からの申し込み時の対応等についての講習会を開催した。
- ・働きやすい職場認証制度について、一つ星の新規、一つ星の継続および二つ星の新規申請について、会員事業者あてに積極的な参画を呼び掛けた。

4. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともにユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。

・神奈川運輸支局主催の小学生を対象とした「交通バリアフリー教室」が令和4年度は10回開催され、全10回すべてにおいて、地域の会員事業者にも車両提供等の協力を頂き、ユニバーサルデザインタクシー等を活用した「心のバリアフリー」についての学習に積極的に協力した。

5. 「タクシーの日」行事については、昨年度において新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止としたが、今年度については、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえ、規模や内容を見直した上で開催する。

・「タクシーの日」の行事については、令和4年度についてもコロナ禍を踏まえ、中止とした。

6. 「善意の箱募金」の代わりに創設された「社会貢献事業」に基づき団体等への寄付を通じて、社会貢献に資するための広報活動を展開する。

・令和4年度については、コロナ禍の影響により、社会貢献事業の実施を見合せた。

7. 利用者モニター制度により広報広聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

・令和4年度については、コロナ禍の影響により、利用者モニター制度による広報広聴活動は自粛した。

#### IV. 労務委員会

1. 基本方針

令和4年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年5月15日付け、全タク連発第50号「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第1版の策定について(令和2年6月4日付け、同ガイドライン第2版、令和3年11月1日付け、同ガイドライン第3版)」が示されており、基本的対処方針の趣旨を踏まえ、同ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスのまん延防止、感染リスクの低減、事業に携わる関係者の健康と安全を十分確保できるよう講じていくこととする。

・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、会員事業者に対し、職場における積極的な感染拡大防止の取組みの徹底について繰り返し周知に努めた。

3. 労働関係法令等の履行確保

会員事業者とそこに働く労働者が相互関係になるよう労働環境の整備を一層促進していく。

- (1) 働き方改革関連法に基づき、労働基準法の履行確保、改正労働基準法に基づく過労死防止のための時間外上限規制、年次有給休暇の時季指定、令和5年4月から月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率猶予の廃止、産業医・産業保健機能の強化などについて、会員事業者に対し迅速に情報提供を行うとともに、法令への理解を深めその順守を図る。

なお、パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月から中小企業についても適用となっており、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう法律等が施行され、不合理な待遇差の禁止、労働者に

に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備などが規定されている。また、70歳までの就職機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)等については高年齢者雇用安定法の改正が令和3年4月から施行されている。さらに、職場におけるハラスメント防止対策については、本年4月から中小企業主も義務化されている。

- (2) 神奈川県最低賃金については、近年、地域の賃金情勢や事業における賃金の支払能力を考慮せずに大幅な引上げが続き、また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により危機的な状況下にも拘らず、28円という大幅な引上げが実施されたものである。当協会としては、合理性に欠ける引上げに対しては、異議申し出をもって明確な反対の立場を表明するが、改正決定された場合はその周知、履行確保に努める。
- (3) 令和2年5月に年金制度改正法が成立し、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)加入条件の適用拡大が図られ、令和4年10月より短時間労働者に対する被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行501人以上から101人以上へ、令和6年10月より101人以上から51人以上へと段階的に引き下がる。また、被保険者の適用対象要件については、賃金要件が月額8.8万円以上、労働時間要件が週労働時間20時間以上、勤務期間がフルタイムの被保険者と同様2カ月以上に変更されることから、適用拡大の周知に努める。

・労働行政機関側より労働関係法令の各種法改正等の通達、事務連絡による通知文を受領後、会員事業者あて送付し周知を図った。

また、令和4年10月、「神奈川県最低賃金額」が31円引き上げられ、1,071円となった。当協会では改正決定に先立ち、神奈川労働局長に対し、合理性のない引上げには反対する旨の答申書前の意見書、答申後の異議申し出を行ったが、前記のとおり決定がなされた。最低賃金は法的拘束力を持つものであるため、定例役員会において改正額を報告するとともに、会員事業者にも周知を図った。

#### 4. 労務関係情報の収集・調査研究及び会員事業者への周知

労働関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との勉強会を開催する。また、令和2年2月の運賃改定を踏まえた労働条件の改善状況の調査研究を行い、その結果を早期に会員事業者へ提供する。これら以外にも必要に応じて協会ホームページ専用コーナーを活用するなど、情報チャンネルの拡大に努める。加えて各労務委員は委員会で収集した情報等を各支部会員に対し迅速かつ的確な伝達に努める。

・令和4年12月、神奈川労働局の労働基準部監督課の担当官と労務委員会による合同勉強会を開催した。勉強会では、最近の労働基準関係法令等の監督指導結果、労働時間改善告示の改正、時間外労働の割増賃金率の改正、労働災害防止対策、健康確保と健康保持促進、カスタマーハラスメント、タクシー会社及び乗務員の相談事例等について講義を受けた。

また、令和2年2月の運賃改定を踏まえた労働条件の改善状況の調査研究については、会員事業者から資料提供を受け、現在、精査中であり、結果が纏まり次第、会員事業者へ情報提供する。

#### 5. 労働力確保の取組

現在、当協会が取り組んでいる求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」と互いに補完する関係として、新しいインターネットサービスの取り入れ等、その情報収集及び会員事業者への周知に努める。さらに、令和2年度からの3年間(実質令和4年12月まで)実施していた厚生労働省委託事業「就職氷河期の方向けの短期資格等習得コース事業」を活用し、正社員の雇用促進に努める。

・国土交通省が所掌する人材確保の促進事業(働きやすい職場認証制度)の周知等を図った。

また、就職氷河期の方向けの短期資格等習得コース事業の活用では、職場体験・見学を実施後に若干ではあるが採用が確認された。

## 6. 研修会等の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

・令和4年10月、昨年度の開催中止分として、神奈川県と東タク協労務委員長を講師として研修会を実施した。

また、令和5年2月に、神奈川産業保健総合支援センター、トヨタ自動車東日本(株)の技術者を講師として研修会を実施した。

## 7. 健全な労使関係の維持、発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的に開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。

・協会側及び労組側委員並びに協会側オブザーバーが出席の下、神奈川地方ハイヤー・タクシー労務改善協議会を2回(7月・12月)開催し、乗務員の労働環境改善に向けた意見交換を行った。

## 8. 乗務員等の健康確保対策

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者に対し情報提供するとともに、運転者の健康管理及び事故防止を支援するために厚生労働省が所管する神奈川産業保健総合支援センターによる健康相談、保健指導等の活用を促す。

・令和4年10月19日付け、神奈川労働局長による「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」に基づき、取組推進にかかる広報文書及び11月の「過労死等啓発月間」、「過重労働解消キャンペーン」のリーフレットを会員事業者に配布し周知を図った。

また、令和5年2月の労務・経営研修会において、講師・神奈川産業保健総合支援センターによる「シニアタクシードライバーの健康管理について」の講演も実施した。

# V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

## 1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。

・令和4年12月16日に実施した関東運輸局神奈川運輸支局との街頭査察や夏と年末年始のタクシーサービス向上運動を活用し、乗り場等における迷惑行為等について各地区の交通指導員、神奈川タクシーセンターと連携し、街頭指導の強化を図った。

## 2. 白タク行為への対策について、本年度も引き続き国土交通省及び神奈川県警と連携し、啓発活動を実施する。

・昨年同様、注視した。

## 3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ、ICT(情報通信技術)を活用した高度な運行管理、指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。

・関東運輸局や神奈川県警本部提供の資料等を会報、メールの送付等により情報提供を行った。

・適性・適齢診断等を推進するとともに交通指導員研修会においては、ドライブレコーダーの映像を使用した講習を行うなど、実効性のある事故防止に努めた。

4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定(平成26年12月、神奈川県警察と締結)に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図るとともに、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行に努め、事故防止の徹底を図る。加えて、交差点出合い頭事故防止、超高齢化社会における事故防止の徹底に努める。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し路上寝込み者等の轢過事故未然防止及び出合い頭事故防止の徹底を図った。  
・「ライトは基本上向き、スピード注意」と記載のステッカーの貼付依頼を行った。

5. 重大事故に直結する過労運転及び睡眠不足による運転、健康に起因する事故の防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス(法令順守)の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し健康起因の事故防止、飲酒運転の根絶、薬物使用による運転の根絶及び高齢運転者に対する事故防止の徹底に努めた。

6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる質的向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。

・「事業用自動車事故防止コンクール」は全事業者が参加、130事業者が受賞した。  
・「社内無事故コンクール」は、申請のあった138名の無事故乗務員が優良章を受賞した。  
・神奈川県が行っている「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に参画した。  
・令和4年11月29日に横浜関内ホールにおいて、関東運輸局神奈川運輸支局、及び神奈川県警察本部交通部交通捜査課、関東運輸局自動車技術安全部から講師をお招きして交通指導員研修会を開催、145名が参加した。  
・関東運輸局主催の関東地域事業用自動車安全対策会議に参画し交通事故削減目標の策定等について積極的に協力した。

7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。

・全事業者参加、関連通達の通知、たて看板、ポスターの掲示等により、交通安全運動を推進し行政機関・関係団体と連携を図った。

8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」に対応し、交通事故死者数の削減(2025年までに225人以下(全体目標))、人身事故件数の削減(2025年16,500件(全体目標))及び、飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶に向けて安全対策を推進する。

\* 「関東地域事業用自動車安全対策会議削減目標」交通事故死者数の削減(2025年までに55人以下(全体目標))、人身事故件数の削減(2025年6,340件(全体目標))

・「事業用自動車総合安全プラン2025」に対応した削除目標等及び飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶について会員各位に周知するとともに「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用した安全対策を推進した。

9. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う従業員等の健康状態を把握して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策の徹底を推進する。

・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し周知した。

10. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。

・安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。